

## 赤川堤防の管理用通路※(鶴岡市伊勢横内地内)を通行止めします。

～不法投棄防止のための試行～

赤川への車両によるゴミの不法投棄を防ぐため、管理用通路の通行止めを地元町内会の同意を得て、試行的に実施します。

※管理用通路…河川巡視、水防活動等のために設けられた堤防上の通路。

### 【目的】

赤川の河川敷ではゴミの不法投棄が多く、注意喚起看板の設置や、広報紙への掲載等により、河川にゴミを捨てないよう呼びかけを行ってきました。

しかし、不法投棄件数は一向に減少しないため、投棄物の運搬手段と思われる管理用通路の車両通行制限を行い、どの程度不法投棄防止に効果があるか検証するものです。

今回は比較的投棄件数の多い場所を地元町内会の同意を得て、通行止め区間とします。

### 【通行止め区間】

鶴岡市伊勢横内地内 から 鶴岡市斎藤川原地内(鶴羽橋)まで (別紙のとおり)  
(赤川左岸19. 1k～20. 2k付近) 約1. 1kmの区間

### 【通行止めの対象】

緊急車両、2輪車及び歩行者を除く全車両

### 【通行止め期間】

平成22年 7月30日(金) から 平成22年11月30日(火) まで

※通行止め箇所には事前に予告看板を設置します。

※予告なしで通行止めの解除を行うことがあります。

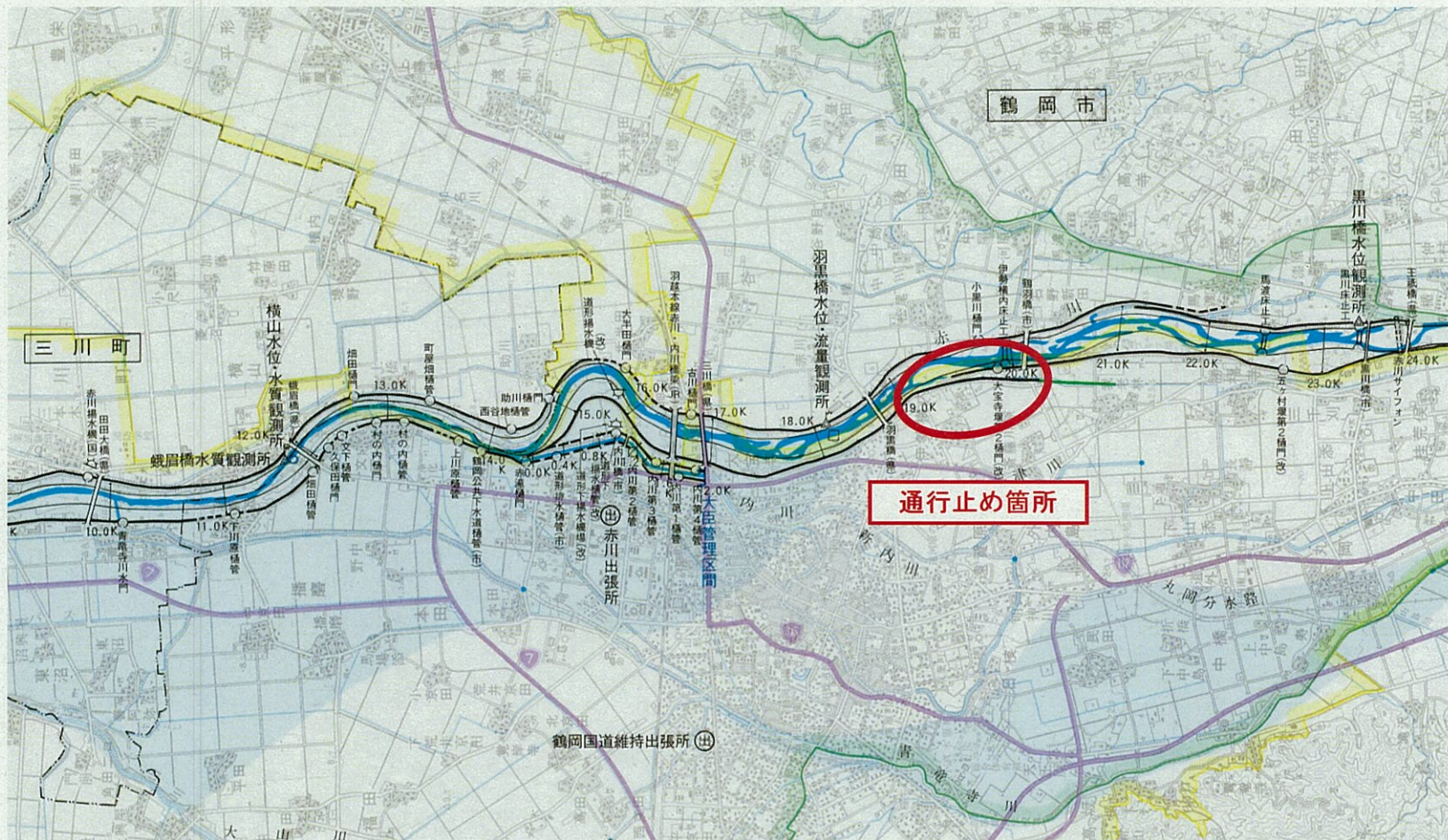
〈発表記者会〉酒田記者クラブ、鶴岡記者会

### お問い合わせ先

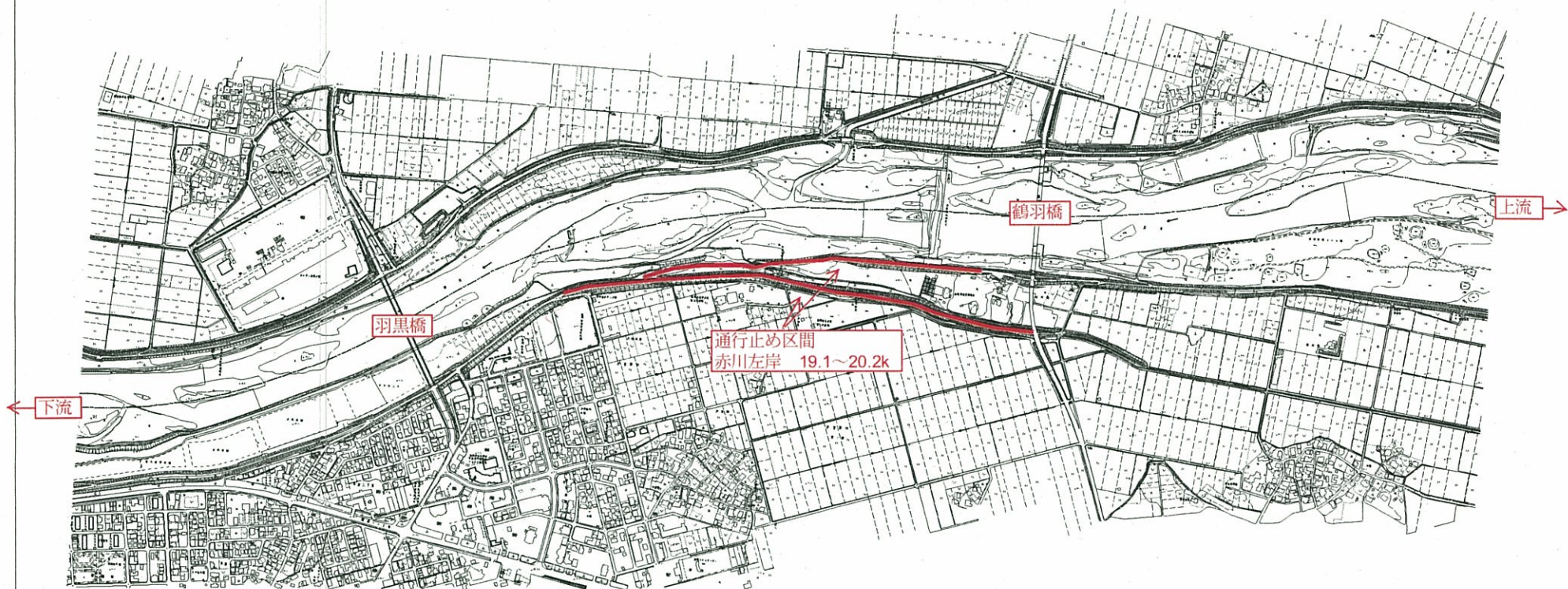
国土交通省 酒田河川国道事務所  
副所長(河川担当) 齋藤 信哉(さいとう しんや)  
酒田市上安町1-2-1 Tel:0234(27)3331

酒田河川国道事務所 赤川出張所  
赤川出張所長 大津 輝男(おおつ てるお)  
鶴岡市宝田2-3-55 Tel.0235(23)2032









羽黒橋

鶴羽橋

上流 →

通行止め区間  
赤川左岸 19.1~20.2k

← 下流